

子どもたちのための活動を応援します！



子どもの愛顔応援ファンド

令和8年度

えひめ子ども サポート事業補助金

募集締切

令和8年
5月15日(金)
まで

子育て世帯や貧困等の問題を抱える子どもに対して支援する社会福祉法人、特定非営利法人、ボランティア・市民活動団体の非営利団体、学校におけるグループ等に対し、補助金を交付することにより、支援活動の充実を図り、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支えることを目的としています。

補助金：1団体につき20万円以内

対象事業

- ① 学びを支援する事業
- ② 子どもや親を対象とした居場所づくりや相談支援を行う事業
- ③ 衣食住などの生活の支援を行う事業
- ④ 児童又はその保護者の就労を支援する事業
- ⑤ その他子育て支援に資する事業
- ⑥ 【子ども食堂枠】 子ども食堂運営事業

※国、地方公共団体その他民間の助成機関からの助成を受ける事業は、対象としない。

事業実施期間

補助金の交付決定を受けた日から令和9年2月28日(日)まで

補助金採択団体数

【一般枠】15団体程度 【子ども食堂枠】5団体程度

※応募の状況によっては、補助額の調整により採択団体数が増減する場合があります。

対象団体

- 主たる事務所の所在地が愛媛県であること。
- 活動を行う区域が主として愛媛県内であること。
- 活動の目的が団体等の規約その他の規定に明確に示されていること。
- 補助した年度に限らず自立して継続した活動ができること。
- 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者が活動に関与していないこと。
- 会計管理が適切に行われること。
- 団体の主たる目的が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教科育成すること。
 - ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対すること。
 - ③特定の政党や候補者等を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

なお、子ども食堂枠申込団体は、上記の要件に加え、次の要件を全て満たす団体とします。

- 参加者及びスタッフの傷害保険に加入し、安全確保に努めていること。
- 愛媛県保健所が実施している食品衛生管理に関する講習又は研修を受講していること。

対象経費

【賃金・報償費・旅費】 イベント等で短期に雇用するアルバイト・講師等への謝礼及び旅費など
※団体構成員への謝金・人件費等は対象外

【需用費】 消耗品費、印刷製本費、事務参考書籍など

【役務費】 通信運搬費（郵送料、電話代）、ボランティア保険料など
※事務局の光熱水費、電話代等は対象外

【委託料】 イベント等での会場設営委託、映像ソフト制作など

【使用料及び賃借料】 会場使用料、レンタル料、リース料など
※事務局の賃料は対象外

【負担金】 研修会参加のための受講料など

※その他、詳細につきましては、**交付要綱**をご確認ください。

応募方法

応募をしようとする団体等は必要書類を添付の上、郵送又は電子メールで提出してください。ただし、1団体1事業とします。

様式ダウンロード

愛媛県庁公式ホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/page/141248.html>



選考方法

外部有識者を含めた会議にて総合的に審査し、県が決定します。

〈選考時期〉 令和8年5月下旬予定

問い合わせ・提出先

愛媛県 企画振興部 地域未来創生局 少子化対策・男女参画課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL : 089-912-2413 E-mail : shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp